

新庄市公立保育所整備に関する方向性について

1. 協議の内容について

公立保育所の整備については「新庄市子ども・子育て会議」（令和2年12月18日開催）及び「新庄市公立保育所整備に係る民間立教育・保育施設長との意見交換会」（令和3年1月19日開催）において皆様方から頂戴しましたご意見を受けて、「新庄市公立保育所整備計画策定委員会」（以後「策定委員会」という）にて検討を進めているところです。

今後、下記のような方向性での検討を行っていく予定ですが、その内容の確認と、再度皆様のご意見を頂戴したく、今回の協議を依頼しております。

2. 公立保育所整備の方向性（子育て推進課案）

中部保育所、泉田保育所共に存続の方向で検討するが、運営・整備の方向性については下記のとおり。

（1）中部保育所の整備について

- ・中部保育所は公設公営の保育所として整備する。
- ・現在地でなく、新たに土地を選定し、建替えとする。土地選定については、市有地を含め、学区、環境等を考慮し検討する。
- ・定員については減員し、通常保育の他に付加機能を持たせる。具体的な定員数については今後更に検討を重ねる。
- ・付加機能の種類については現在の需要及び市内での実施状況を勘案しながら検討する。

検討する機能（案）

一時預かり保育機能、子育て支援センター機能、障がい児保育機能、病児・病後児保育機能、医療的ケア児保育機能、保育士等研修機能、市内保育士向け相談機能 等

（2）泉田保育所の整備について

- ・泉田保育所は、周辺に保育施設が存在しないことから必要であり、存続させる。設置方法（公設・民設）や運営形態（公営・民営）及び定員規模についても今後検討を進める。
- ・設置場所については今後検討する。

3. 方向性の決定から計画策定まで

(1) 課題の整理

保育所整備の課題整理をおこなう。

(課題の種類分け、体制別・機能別のメリットデメリットの洗出し、民間立施設への影響、等)

(2) 施設整備の方向性決定

整理した課題から体制・機能について施設整備の方向性を委員会として定める。

(3) 各機関への報告・調整

決定した方向性について、再度民間立施設長等を招集し、意見聴取を行った後、市政策決定機関(政策調整会議)、市議会(産業厚生委員協議会、全員協議会)に報告する。

(4) 素案の作成

決定した方向性に沿って素案を作成し、素案について再度様々な機関から意見聴取を行い、計画(案)策定に向けて協議を進める。

(5) 計画(案)の作成

素案について協議・修正を行い、計画(案)を作成する。作成した計画(案)についてパブリックコメントを実施し、最終調整を行い計画を策定する。

(6) 整備計画策定後

計画策定後、土地選定等必要な作業を行い、施設の整備を実施する。

計画検討、素案、計画(案)と段階が進むたびに皆様よりご意見を頂戴し、内容に反映させる予定でございますので、大変お忙しい中とは存じますが今後ともご意見・ご協力をお願い致します。

※今回お示した方向性については現段階の子育て推進課での考えであり、策定委員会で決定したものではありません。本日皆様から頂いたご意見を再度精査・検討し、策定委員会に諮ってまいります。